

平成22年11月17日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官

平成22年(ハ)第1216号不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成22年10月27日

判 決

原 告

上記訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

嶋 岡 英 司

田 中 啓 義

藤 田 滋

深 水 麻 里

島 田 裕 次

谷 口 豊 廣

京都市下京区烏丸通五条上高砂町381-1

被 告

上記代表者代表取締役

上記訴訟代理人

アイフル株式会社

福 田 吉 孝

三 浦 俊 介

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金36万8242円及び内金35万6887円に対する平成21年8月1日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決の第1項は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 原告の請求

主文に同じ

第2 事案の概要

1 請求の原因の要旨

- (1) 原告は、貸金を業とする株式会社である被告との間で、平成7年7月8日、継続的消費貸借契約を締結し、その後、同21年7月31日まで、別紙法定金利計算書（以下「計算書」という。）の年月日欄記載の各年月日に対応する借入金額欄記載の各金員を借り入れ、被告に対し、弁済額欄記載の各金員を返済する取引を行った。
- (2) 原被告間の上記金銭消費貸借における約定利息は利息制限法の制限利率を超えるものであるから、原告が被告に利息として支払った部分につき利息制限法1条所定の制限利率を超える部分を順次元本に充当して計算すると、最終取引日である平成21年7月31日の時点で35万6887円の過払金が発生し、当該過払金は、被告の不当利得となる。
- (3) 被告は貸金業の登録業者であり、利息制限法の制限利率を超える金利で貸付けをしていることを知りながら、原告より返済を受けていた。よって、被告は民法704条所定の悪意の受益者である。
- (4) したがって、被告は、引直し計算の結果過払金が発生したときは、その発生のおきから年5パーセントの割合による利息を付して返還すべきであり、最終取引日である平成21年7月31日の時点において、未払いの過払利息1万1355円が発生している。

## 2 被告の認否及び主張の要旨

- (1) 被告が貸金業者であることは認める。取引年月日、貸付額、返済額については被告の開示した取引計算書と合致する限りにおいて認める。
- (2) 原被告間の取引は一連一体のものではなく、平成7年7月8日から同12年4月22日までのもの（以下「取引1」という。）と、同19年7月23日から同21年7月31日までのもの（以下「取引2」という。）はそれぞれ基本契約を異にするものである。原告は、自己の自由な意思と自己の資金により約定残債務を全額完済し、原告が新たに取引を申し込んで取引2が開始されたものであり、取引2の契約に際しては、新たに与信審査を行って

て、いわゆる充当合意もなく、充当合意がなされたとみなし得る特段の事情もないから、別個の取引であり、取引1から生じる過払金返還請求権は本件訴え提起までに消滅時効が完成しているため、同時効を援用する。

(3) 被告が悪意の受益者であるとの原告の主張は争う。被告は、原告との取引において、平成18年法律第115号による改正前の貸金業法（ただし、平成18年法律第115号による改正前の法令名は貸金業の規制等に関する法律、以下「法」という。）43条のみなし弁済の成立要件を充足すべく法17条書面、18条書面を交付して営業活動を行っており、悪意の受益者には該当しない。仮に被告が悪意の受益者と判断される場合であっても、利息を付すべき始期は、被告に本件訴状が送達された日の翌日若しくは取引終了時の翌日とすべきである。また、仮に被告が悪意の受益者とされとしても、当事者間の基本契約において過払金に対する利息は取引終了時から発生させる旨の合意も含まれていると解されるべきである。

(4) 原告に返還すべき過払金返還債務は、経済的合理性の観点若しくは法人税として納付した45パーセントに相当する部分は被告が不当に利得したものとはいえないことから、計算上の過払金額の55パーセントの限度に止まるべきである。

(5) 本件につき、仮執行宣言は相当ではないが、仮にこれを付する場合には、担保を条件とする仮執行免脱宣言及びその執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とすることを求める。

### 3 被告の主張に対する原告の反論の要旨

(1) 被告の主張を争う。

(2)ア 被告のいう、取引1の行われた基本契約については終了合意がなく、形式的には取引2の開始時点で新たな契約書が作成されているとしても、実質的には一つの基本契約に基づく一連一体の契約と評価されるべきものである。

イ 取引1と取引2が別個の取引であるとされ、当然充当が認められない場合に備えて、原告は、相殺の意思表示を行う。原告は、取引2の開始日である平成19年7月23日時点において、取引1から発生している不当利得返還請求権合計30万2429円を有し、他方、被告に対し借入金債務10万円を負っている。よって、原告は、上記過払金返還債権を自働債権とし、被告に対する借入金債務を受働債権とする相殺の意思表示をする。その結果、相殺の遡及効により原被告間の権利義務関係は計算書記載のとおりとなり、被告の消滅時効が完成しているとの主張は失当である。

ウ すると、別紙計算書記載のとおり、最終取引日である平成21年7月31日の時点で35万6887円の過払金及び未払いの過払利息1万1355円が発生している。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 証拠及び弁論の全趣旨によると、原告が、被告から計算書の年月日欄記載の各年月日に対応する借入金額欄記載の各金員を借り入れ、被告に対し、弁済額欄記載の各金員を返済する取引が行われたこと及び原被告間の取引における約定利息が利息制限法所定の制限利率を超えるものであったことが認められる。
- 2 上記被告の認否及び主張の要旨(2)記載の被告の主張の当否を判断するに、証拠及び弁論の全趣旨によると、被告のいう取引1の最終弁済がなされた平成12年4月22日から取引2の最初の貸付けのなされた平成19年7月23日までの間には約7年3月の期間があること、原告と被告は取引2の開始に当たり新たに契約書を作成していることが認められ、社会通念上両取引が一連一体のものともみなされるべき事情も見出し難いことからすると、原被告間の取引は、被告の主張するように二つの別個の取引と判断せざるを得ない。そして、原被告間に、いわゆる充当合意があったことを認めるに足りる証拠もなく、充当合意がなされたともみなし得る特段の事情も見当たらないから、原被告間の本件取引を一連一体として充当計算すべきであるとの原告の主張は採用し難い。

3 原告は、取引1により発生した過払金返還債権と取引2の貸付金返還債務を対当額で相殺する旨意思表示すると主張するので判断するに、民法508条によれば、時効により消滅した債権であっても、時効消滅前に相殺適状の状態にあれば、債権者は相殺することができることになる。もっとも、相殺適状は、原則として、相殺の意思表示がされたときに現存することを要するのであるから、いったん相殺適状が生じていたとしても、相殺の意思表示がされる前に一方の債権が弁済等の事由によつて消滅した場合には、原則として相殺は許されないと解するのが相当である（最高裁判所昭和54年7月10日判決最高裁判所民事判例集33巻5号533頁参照）けれども、本件における原告と被告のように、継続的に、強行法規たる利息制限法所定の制限利率を超える利息の約定による金銭消費貸借取引を行っていて、借主たる原告が、法43条の適用要件の充足がないとして過払金返還請求権を行使するような場合には、借主が利息として支払った金員のうち、利息制限法超過部分は無効な契約に基づく財貨の移転というべきであり、本来の「弁済」とはいえないから、上記最高裁判所判決の射程外にあるものと考えられる。すると、本件においては、相殺に関する例外規定である民法508条の適用があるものと解するのが相当であり、原告が、本件訴訟において、相殺の意思表示をしたことは当裁判所に明らかである。

4 被告は、上記被告の認否及び主張の要旨(3)記載の主張をするが、被告は貸金業の登録業者であるから、原告から利息制限法所定の制限利率を超える利息を受領すれば、法43条の適用要件がない場合はその超過部分は無効であることを熟知していたことが認められ、本件につき、みなし弁済規定の適用要件充足を認めるに足りる証拠もなく、被告が、みなし弁済が成立すると信じていたことがやむを得ないといえる特段の事情も認められないから、被告は、民法704条に定める悪意の受益者というべきである。

また、過払利息は、不当利得者が悪意の受益者である場合に、民法704条

の規定によって支払義務が発生するものであるから、過払利息発生の始期に関する被告の主張は採用できない。なお、その他の被告の主張も採用できない。

5 以上によると、被告は、原告に対し、発生した過払金につき、過払金発生時点から年5分の割合による利息を付して返還する義務があり、本件において、被告のいう取引2の開始時点である平成19年7月23日、原告は、被告に対し、過払金元本22万0752円及び未払いの過払利息8万1677円（6万4864円+22万0752円×0.05×556日÷365=8万1677円）の不当利得返還請求権を有していることが認められ、原告としては、上記債権を自働債権とし、取引2に係る債務を、相殺適状の都度、受働債権として対当額で相殺し得ることになる。そして、原告の、取引1に係る過払金債権は、取引2による借入金債務と順次相殺充当され、その時点で消滅しているから、被告の消滅時効の抗弁は理由がない。

6 以上によると、原被告間の取引において、本件最終取引日である平成21年7月31日時点で、35万6887円の過払金元本及び未払いの過払利息1万1355円が発生している。

7 よって、原告の請求は理由がある。

8 なお、本件につき、仮執行免脱宣言等は相当でないから付さないこととし、主文のとおり判決する。

奈良簡易裁判所

裁判官 西元ミヤコ

## 法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

 債務者:   
 会員番号:  
 貸金業者: アイフル

過払利率 5%

作成者:

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H7.7.8	50,000		0.2				50,000		
2	H7.7.11	100,000		0.18	3	82	82	150,000	0	0
3	H7.7.16	50,000		0.18	5	369	451	200,000	0	0
4	H7.8.9		205,884	0.18	24	2,367	0	-3,066	0	0
5	H7.9.7	50,000		0.18	29	0	0	46,922	-12	0
6	H7.9.14	50,000		0.18	7	161	161	96,922	0	0
7	H7.9.22	30,000		0.18	8	382	543	126,922	0	0
8	H7.10.1	70,000		0.18	9	563	1,106	196,922	0	0
9	H7.10.9	100,000		0.18	8	776	1,882	296,922	0	0
10	H7.10.11		40,000	0.18	2	292	0	259,096	0	0
11	H7.10.11	30,000		0.18	0	0	0	289,096	0	0
12	H7.10.14	5,000		0.18	3	427	427	294,096	0	0
13	H7.11.16		11,000	0.18	33	4,786	0	288,309	0	0
14	H7.12.8		20,000	0.18	22	3,127	0	271,436	0	0
15	H8.1.4		20,000	0.18	27	3,612	0	255,048	0	0
16	H8.2.13		20,000	0.18	40	5,017	0	240,065	0	0
17	H8.2.13		1,000	0.18	0	0	0	239,065	0	0
18	H8.3.6		30,000	0.18	22	2,586	0	211,651	0	0
19	H8.4.10		248,171	0.18	35	3,643	0	-32,877	0	0
20	H8.4.17	300,000		0.18	7	0	0	267,092	-31	0
21	H8.4.18		101,000	0.18	1	131	0	166,223	0	0
22	H8.5.11		15,000	0.18	23	1,880	0	153,103	0	0
23	H8.6.10		20,000	0.18	30	2,258	0	135,361	0	0
24	H8.6.17	30,000		0.18	7	465	465	165,361	0	0
25	H8.6.18	50,000		0.18	1	81	546	215,361	0	0
26	H8.6.25	45,000		0.18	7	741	1,287	260,361	0	0
27	H8.7.16		9,000	0.18	21	2,688	0	255,336	0	0
28	H8.8.6	20,000		0.18	21	2,637	2,637	275,336	0	0
29	H8.8.12		20,000	0.18	6	812	0	258,785	0	0
30	H8.8.12	20,000		0.18	0	0	0	278,785	0	0
31	H8.8.20	20,000		0.18	8	1,096	1,096	298,785	0	0
32	H8.8.20	10,000		0.18	0	0	1,096	308,785	0	0
33	H8.9.3		23,000	0.18	14	2,126	0	289,007	0	0
34	H8.9.3	16,000		0.18	0	0	0	305,007	0	0
35	H8.10.9		30,000	0.18	36	5,400	0	280,407	0	0
36	H8.10.12	20,000		0.18	3	413	413	300,407	0	0
37	H8.10.31		50,000	0.18	19	2,807	0	253,627	0	0
38	H8.11.10	20,000		0.18	10	1,247	1,247	273,627	0	0
39	H8.11.11	20,000		0.18	1	134	1,381	293,627	0	0
40	H8.11.11	30,000		0.18	0	0	1,381	323,627	0	0
41	H8.11.12	50,000		0.18	1	159	1,540	373,627	0	0
42	H8.11.20		60,000	0.18	8	1,470	0	316,637	0	0
43	H8.12.11		20,000	0.18	21	3,270	0	299,907	0	0
44	H9.1.12		20,000	0.18	32	4,724	0	284,631	0	0
45	H9.2.12		20,000	0.18	31	4,351	0	268,982	0	0
46	H9.3.12		20,000	0.18	28	3,714	0	252,696	0	0
47	H9.4.9		20,000	0.18	28	3,489	0	236,185	0	0
48	H9.5.9		30,000	0.18	30	3,494	0	209,679	0	0
49	H9.6.2		297,748	0.18	24	2,481	0	-85,588	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
50	H9. 8. 24	50,000		0.18	83	0	0	-36,561	-973	0
51	H9. 8. 30	50,000		0.18	6	0	0	13,409	-30	0
52	H9. 9. 8		10,000	0.18	9	59	0	3,468	0	0
53	H9. 9. 8	50,000		0.18	0	0	0	53,468	0	0
54	H9. 9. 12	50,000		0.18	4	105	105	103,468	0	0
55	H9. 9. 26		100,000	0.18	14	714	0	4,287	0	0
56	H9. 9. 28	40,000		0.18	2	4	4	44,287	0	0
57	H9. 9. 30	20,000		0.18	2	43	47	64,287	0	0
58	H9. 10. 13		10,000	0.18	13	412	0	54,746	0	0
59	H9. 10. 18	40,000		0.18	5	134	134	94,746	0	0
60	H9. 10. 30		100,000	0.18	12	560	0	-4,560	0	-0
61	H9. 11. 9		10,000	0.18	10	0	0	-14,560	-8	-6
62	H9. 11. 9	20,000		0.18	0	0	0	5,434	0	0
63	H9. 11. 23	30,000		0.18	14	37	37	35,434	0	0
64	H9. 12. 10		10,000	0.18	17	297	0	25,768	0	0
65	H9. 12. 10	9,000		0.18	0	0	0	34,768	0	0
66	H10. 1. 7		10,000	0.18	28	480	0	25,248	0	0
67	H10. 1. 7	20,000		0.18	0	0	0	45,248	0	0
68	H10. 2. 5		50,000	0.18	29	647	0	-4,105	0	0
69	H10. 2. 21		98,239	0.18	16	0	0	-102,344	-8	-8
70	H10. 5. 14	110,000		0.18	82	0	0	6,499	-1,149	0
71	H10. 6. 1		50,000	0.18	18	57	0	-43,444	0	0
72	H10. 7. 10		63,596	0.18	39	0	0	-107,040	-232	-232
73	H10. 7. 26	20,000		0.18	16	0	0	-87,506	-234	0
74	H10. 7. 31	200,000		0.18	5	0	0	112,435	-59	0
75	H10. 8. 2	80,000		0.18	2	110	110	192,435	0	0
76	H10. 8. 9	50,000		0.18	7	664	774	242,435	0	0
77	H10. 8. 10		13,000	0.18	1	119	0	230,328	0	0
78	H10. 8. 28		68,000	0.18	18	2,044	0	164,372	0	0
79	H10. 8. 30	20,000		0.18	2	162	162	184,372	0	0
80	H10. 9. 8	40,000		0.18	9	818	980	224,372	0	0
81	H10. 9. 10		10,000	0.18	2	221	0	215,573	0	0
82	H10. 10. 8		20,000	0.18	28	2,976	0	198,549	0	0
83	H10. 10. 18	50,000		0.18	10	979	979	248,549	0	0
84	H10. 11. 6		20,000	0.18	19	2,328	0	231,856	0	0
85	H10. 12. 2		20,000	0.18	26	2,972	0	214,828	0	0
86	H10. 12. 2	15,000		0.18	0	0	0	229,828	0	0
87	H10. 12. 20	30,000		0.18	18	2,040	2,040	259,828	0	0
88	H11. 1. 10		20,000	0.18	21	2,690	0	244,558	0	0
89	H11. 1. 10		2,000	0.18	0	0	0	242,558	0	0
90	H11. 2. 8		10,000	0.18	29	3,468	0	236,026	0	0
91	H11. 2. 28	40,000		0.18	20	2,327	2,327	276,026	0	0
92	H11. 2. 28		20,000	0.18	0	0	0	258,353	0	0
93	H11. 3. 24	10,000		0.18	24	3,057	3,057	268,353	0	0
94	H11. 3. 24	37,000		0.18	0	0	3,057	305,353	0	0
95	H11. 4. 7	50,000		0.18	14	2,108	5,165	355,353	0	0
96	H11. 4. 7		30,000	0.18	0	0	0	330,518	0	0
97	H11. 4. 12	15,000		0.18	5	814	814	345,518	0	0
98	H11. 5. 10		30,000	0.18	28	4,770	0	321,102	0	0
99	H11. 5. 21	10,000		0.18	11	1,741	1,741	331,102	0	0
100	H11. 6. 11		23,000	0.18	21	3,428	0	313,271	0	0
101	H11. 6. 25	10,000		0.18	14	2,162	2,162	323,271	0	0
102	H11. 7. 12		13,000	0.18	17	2,710	0	315,143	0	0
103	H11. 7. 23	10,000		0.18	11	1,709	1,709	325,143	0	0
104	H11. 8. 10		12,000	0.18	18	2,886	0	317,738	0	0
105	H11. 9. 13		20,000	0.18	34	5,327	0	303,065	0	0
106	H11. 10. 13		13,000	0.18	30	4,483	0	294,548	0	0



	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
107	H11.11.9		10,720	0.18	27	3,921	0	287,749	0	0
108	H11.11.9		0	0.18	0	0	0	287,749	0	0
109	H11.12.9		390,000	0.18	30	4,257	0	-97,994	0	0
110	H12.1.7		13,000	0.18	29	0	0	-110,994	-389	-389
111	H12.1.8	20,000		0.18	1	0	0	-91,398	-15	0
112	H12.1.19	70,000		0.18	11	0	0	-21,535	-137	0
113	H12.2.1		150,000	0.18	13	0	0	-171,535	-38	-38
114	H12.2.10	20,000		0.18	9	0	0	-151,783	-210	0
115	H12.3.6		10,000	0.18	25	0	0	-161,783	-518	-518
116	H12.4.3		30,000	0.18	28	0	0	-191,783	-618	-1,136
117	H12.4.22		28,969	0.18	19	0	0	-220,752	-497	-1,633
118	H18.1.13		0	0.18	2,092	0	0	-220,752	-63,231	-64,864
119	H19.7.23	100,000		0.18	556	0	0	-202,429	-16,813	0
120	H19.8.29		9,800	0.18	37	0	0	-212,229	-1,026	-1,026
121	H19.9.27		10,000	0.18	29	0	0	-222,229	-843	-1,869
122	H19.10.15	10,000		0.18	18	0	0	-214,645	-547	0
123	H19.10.30		10,000	0.18	15	0	0	-224,645	-441	-441
124	H19.11.28		10,000	0.18	29	0	0	-234,645	-892	-1,333
125	H19.12.28		80,000	0.18	30	0	0	-314,645	-964	-2,297
126	H19.12.28		2,000	0.18	0	0	0	-316,645	0	-2,297
127	H20.1.16	50,000		0.18	19	0	0	-269,764	-822	0
128	H20.1.28		10,000	0.18	12	0	0	-279,764	-442	-442
129	H20.2.28		10,000	0.18	31	0	0	-289,764	-1,184	-1,626
130	H20.3.10	60,000		0.18	11	0	0	-231,825	-435	0
131	H20.3.29		10,000	0.18	19	0	0	-241,825	-601	-601
132	H20.4.28		10,000	0.18	30	0	0	-251,825	-991	-1,592
133	H20.5.7	20,000		0.18	9	0	0	-233,726	-309	0
134	H20.5.31		10,000	0.18	24	0	0	-243,726	-766	-766
135	H20.6.11	10,000		0.18	11	0	0	-234,858	-366	0
136	H20.6.27		10,000	0.18	16	0	0	-244,858	-513	-513
137	H20.7.19	10,000		0.18	22	0	0	-236,106	-735	0
138	H20.7.29		10,000	0.18	10	0	0	-246,106	-322	-322
139	H20.8.26		10,000	0.18	28	0	0	-256,106	-941	-1,263
140	H20.9.27		10,000	0.18	32	0	0	-266,106	-1,119	-2,382
141	H20.10.8	10,000		0.18	11	0	0	-258,887	-399	0
142	H20.10.29		10,000	0.18	21	0	0	-268,887	-742	-742
143	H20.11.30		10,000	0.18	32	0	0	-278,887	-1,175	-1,917
144	H20.12.30		10,000	0.18	30	0	0	-288,887	-1,142	-3,059
145	H21.1.31		10,000	0.18	32	0	0	-298,887	-1,266	-4,325
146	H21.2.27		10,000	0.18	27	0	0	-308,887	-1,105	-5,430
147	H21.3.31		5,000	0.18	32	0	0	-313,887	-1,354	-6,784
148	H21.5.1		10,000	0.18	31	0	0	-323,887	-1,332	-8,116
149	H21.6.1		10,000	0.18	31	0	0	-333,887	-1,375	-9,491
150	H21.7.1		10,000	0.18	30	0	0	-343,887	-1,372	-10,863
151	H21.7.29		12,000	0.18	28	0	0	-355,887	-1,319	-12,182
152	H21.7.29		1,000	0.18	0	0	0	-356,887	0	-12,182
153	H21.7.31		0	0.18	2	0	0	-356,887	-97	-12,279
154	H21.7.31	924		0.18	0	0	0	-356,887	0	-11,355

これは正本である。

平成22年11月17日

奈良簡易裁判所

裁判所書記官 鈴木 一

